

「ごみ処理手数料の見直し方針」(案)に対する意見募集の結果について

◆ 処理区分

A: 意見を踏まえ、素案の改正等を行うもの	2 件
B: 意見を踏まえ、その趣旨を施策展開に反映させていくもの	5 件
C: 意見の趣旨がすでに案に盛り込まれているもの。	17 件
D: 意見に対する市の考え方を説明し、ご理解をいただくもの	38 件

	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
収集回数について			
1	<p>(ペットボトル・プラスチック容器包装類の収集は)月 1 回で対応可能。市全体の全地区をおしなべて月 2 回にするのは費用・経費の無駄である。希望する地区のみ月 2 回にされたらどうか。</p> <p>また、立ち番を実施しており、月 2 回にすると、この仕事も増加することになる。以上により月 2 回収集については、「希望する地区は」という言葉を入れていただきたい。</p>	B	<p>収集回数の拡充については、全市域で実施することで検討しておりますが、今後、自治会の要望等に基づき対応を検討いたします。</p> <p>なお、立ち番等の地域負担については、『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』の追加収集では、通常の不燃ごみ収集とは異なる形とし、分別看板の省略や、地域の事情にあわせた立ち番の任意化等、地域の負担をできるだけ軽減し実施したいと考えております。</p>
2	<p>プラスチック類の収集は、週 1 回としていただきたい。</p>	D	<p>『ごみ処理手数料の見直し方針』(案) (以下、『方針』(案)という。)では、『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』の収集回数を月 2 回にすることとしています。</p> <p>これは、不燃ごみ 7 種 9 分別収集の実施により、家庭や集積所でのペットボトル・プラスチック容器包装類の保管スペースの確保、衛生面等の課題や、リサイクル推進の観点から検討しているものです。</p> <p>市としましては、まずは月 2 回収集を実施することとし、移行後の状況を検証してまいりますと考えております。</p>
3	<p>直接搬入を減らすには全ての不燃ごみを月 2 回、かん・びんの日、プラスチックの日などばらばらに回収していただきたい。</p>	D	

	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
4	プラスチック容器包装類の月2回収集はぜひ実施してほしい。	C	同上
5	『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』の月2回収集、高齢者宅の戸別収集などは賛成である。	C	
地域負担について			
6	(不燃ごみの)立ち当番を廃止していただきたい。	C	立ち番等の地域負担については、『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』の追加収集では、通常の不燃ごみ収集とは異なる形とし、分別看板の省略や、地域の事情にあわせた立ち番の任意化等、地域の負担をできるだけ軽減し実施したいと考えております。
7	不燃ごみの収集を月2回と書いてあるが、町内会の負担が増える。ただでさえ、老人が多いから負担が増える。利便性の向上と書いてあるが、町内会の負担が増え、住民が尻拭いをするようになる。	C	
8	(ペットボトル・プラスチック容器包装類で)月2回収集日を設けることは、不燃ごみの立ち番の回数が増えることであり、集積所の立ち番の回りが早くなり、地域から苦情が出ることは、目に見えている。現在、新型コロナの問題で会合も自粛している状態であり意見の集約もできていない。月2回実施は時期尚早であると申し上げる。	C	
9	ごみ当番として出られる方が高齢化で少なくなっている。収集日を増やされると市民の負担は増えるばかりである。これについても市の方で当番人を置くべきではないか。普通市民は朝の時間は出勤等で忙しいのではないか。	C	

	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
有料化の進め方(周知期間、手順等)について			
10	<p>どうして議会提案後に市民に説明するのか。市民に説明し意見を聞いた上で議会に提案するのが順序ではないのか。議会に出して決まったからと市民に説明するのは、結果を市民に押しつけることになり、市民の意見は聞かないという市の姿勢を示すものではないのか。</p>	C	<p>『方針』(案)では、ごみ出しのルールの変更や新たな手数料の徴収など基本的な考え方をお示したものであり、こうした考え方に対する市民の皆様からのご意見を踏まえ具体的な手数料を検討し、9月市議会に条例改正(案)として提案する予定としております。</p> <p>ごみ処理手数料の見直しにつきましては、市民の皆様のご理解とご協力が必要不可欠でありますことから、令和3年7月の実施に向けて市民の皆様によりわかりやすく丁寧に説明してまいります。</p>
11	<p>値上げ提案と決定の手順が間違っている。</p> <p>手数料の値上げにあたって、「9月議会に提案し、決定する。その後市民に周知する」としているが、値上げを決定する前に広く市民に具体的内容を知らせ、意見を聞くことが重要だ。特にごみ問題は各自治会の協力なしには取り組めない。9月議会と言わず、年内ぐらいまで種々の市民への説明をし、市民の意見を聞いて決定すべきではないか。</p>	C	
12	<p>実施に当たっては、充分なる周知期間ないしは移行期間を設けていただきたい。</p>	B	<p>手数料見直しについては、9月市議会に条例改正(案)を提案する予定としております。10月以降から順次広報や説明会等を行い、令和3年7月の実施に向け、市民の皆様によりわかりやすく丁寧に説明してまいります。</p>
13	<p>近隣の自治体の状況についても高浜町のことは出さず、しかも府下の状況についても収集方法や料金等を具体的に明らかにせず、意図的に「有料化」や値上げの方針を出していることは問題だ。</p>	B	<p>『方針』策定後の広報につきましては、ごみの現状、ごみ処理の費用や手数料、また、ごみ処理施設の状況について、簡潔でわかりやすい資料を作成し、市民の皆様により丁寧に説明してまいります。</p>

	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
実施時期について			
14	<p>この実施予定にされた根拠、理由を示していただきたい。</p> <p>9月市会後、全市にわたる住民説明会后、各世帯に周知が必要となる。住民説明会も各字ごとにされるか、もっと大きなくくりでされるのかによって変わるが、かなりの時間を必要とするのではないか。</p> <p>市会終了後9カ月で完全実施するのは少し乱暴な方策ではないかと思う。もう少し余裕を持った予定とされた方が得策ではないか。</p>	B	<p>平成31年4月から実施しております不燃ごみ7種9分別収集にかかる住民説明会や広報については、実施前年の8月から翌年の3月まで8カ月間をかけて制度を周知し、おかげさまで、市民の皆様には大きな混乱もなく新しい分別方法の実施にご協力いただきました。</p> <p>今回の手数料見直しにあたりましても、10月以降に自治会代表者向けへの説明会の実施や個別に開催を希望される自治会につきましても、職員が出向いて説明を行う予定としております。また、ごみ分別ルールブックによる周知のほか、広報まいづる、出前講座など、あらゆる機会を活用して周知に努めてまいります。</p> <p>ごみ処理手数料の見直しにつきましては、市民の皆様のご理解とご協力が必要不可欠ですので、わかりやすく丁寧な説明を心掛けていきたいと考えております。</p>
15	<p>新型コロナウイルス感染拡大の状況で経済が止まり、また、舞鶴では基幹産業である造船所が新造船を撤退することになった。今年から来年にかけて多くの失業者が出てくると予想され、多くの家庭で夫や息子の就職先を案じている。舞鶴の経済を良くすることを考えないといけない中で、今議論する案件ではなく時期尚早である。新型コロナ、雇用問題が収束してからでも議論してもよいのではないか。</p>	D	<p>今回の『方針』(案)は、更なるごみの減量化を目指し、リデュース・リユース、リサイクルの3Rの推進と環境負荷の低減を図ること、ごみ処理における市民サービスの充実と適正なごみ処理体制の維持、ごみ処理・資源化における公平な受益者負担の実現を図ることにより、今の環境をより良い形で次世代へつないでいくため、そして市民の将来的な負担を減らすため、現世代の協力を得て、将来に備える取り組みでありますので、市民の皆様にはご理解とご協力をいただきたいと考えております。</p>
16	<p>今回の手数料の値上げ案には、コロナ禍で市民生活が大変な最中に値上げ提案を、市長はどんな気持ちで提案しているのか。市民生活が困難に直面しているこんな時、多々見市政の市民生活を顧みない基本姿勢は大きな問題であり、市の上下水道の値上げに続けて、安易に市民負担を増やすやり方は容認できない。</p>	D	

	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
集積所の利用・管理について			
17	町内会に入っていない方も集積所に持っていくことを可としてほしい。	D	<p>ごみの集積所の管理は基本的には各自治会にお世話になっており、場所の選定や清掃、飛散防止対策などを実施いただいています。</p> <p>このため、集積所の利用にあたっては、自治会にご相談いただきますようお願いいたします。</p>
18	<p>『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』については、現在自宅から離れた地区指定の不燃ごみ集積所に月1回の決められた曜日に持ち込んでいるが、今回の月2回収集、有料化に伴い可燃ごみと同一の集積所での収集をぜひともお願いしたい。曜日は可燃ごみと同じでなく、別の曜日でも構わない。可燃ごみと同一の集積所となると収集車の収集箇所が増え収集作業に時間手間を要しコストアップになるが、それを費用に含めて手数料(ごみ袋価格)決定をお願いしたい。</p> <p>高齢化社会につれて自宅から遠方の集積所に持ち込みできない地区住民が増えることが予想される。</p>	D	<p>『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』の月2回収集の実施にあたっては、不燃ごみ集積所に排出いただく形を検討しているところです。</p> <p>現在、可燃ごみ集積所は市内に約2500か所、不燃ごみの集積所は約500か所あります。可燃ごみの集積所は不燃ごみの5倍あり、可燃ごみ集積所を活用するためには、人員や収集車両等、ごみの収集運搬体制の大幅な見直しが必要となります。また、可燃ごみ集積所の設置にご協力いただいている地域の皆様のご理解とご協力も必要となります。</p> <p>こうしたことから、既存のごみ収集運搬体制の大きな変更が伴わない形での利便性向上を検討しており、現時点では不燃ごみ集積所を利用いただくよう考えております。</p> <p>なお、高齢化社会への対応についてのご指摘につきましては、今回の『方針』(案)の中で、高齢等によりごみ出しができない方を対象に、ホームヘルプサービスを利用しているなど一定の要件を満たしている場合、一部自己負担による戸別収集を実施することを検討しているところです。戸別収集はすべての高齢者を対象にできるものではありませんが、高齢化社会に対応する新たな仕組みになるものと考えております。</p>
19	月に1回、家の前が不燃ごみの集積所になっている。このためごみ屋敷に見えてくる。月2回収集になると、もう迷惑だけである。これまでは協力してきたが、飛散したごみが自宅に入ってくることや、自宅にごみを投げ入れられることもあった。回収日が増えるのであればもうまっぴらである。	C	<p>ごみ集積所の設置には近隣住民の皆様にご協力いただいております。感謝申し上げます。</p> <p>ごみ集積所については、立地条件等により、不法投棄や不適正排出が行われやすい場所もあります。市としては、地域の事情に応じて、集積所の移転等のご相談に対応しておりますので、自治会を通じてご相談いただきますようお願いいたします。</p>

	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
20	今後リサイクルを継続されるならば市はごみの置き場問題を各町内の問題とせず、リサイクル金などを活用してなるべくどの家にも迷惑にならない置き場の設置を行ってほしい。	D	<p>現在、可燃ごみ集積所は市内に約 2500 か所、不燃ごみの集積所は 500 か所あり、可燃ごみの集積所は不燃ごみの 5 倍の数があります。</p> <p>集積所の管理は基本的には各自治会にお世話になっており、場所や規模等、抱える課題や問題が異なります。市内には、数多くの集積所があるため、それぞれの集積所で必要な管理については、集積所をご利用いただいている地域の皆様にご協力いただいているところです。</p> <p>市としては、今後とも、地域の皆様のご理解・ご協力のもとで、適正なごみ処理体制の維持を図っていきたくと考えております。</p>
21	地域の(不燃ごみ)ごみ集積所にびんやアルミ缶と同じようにペットボトル入れが欲しい。(45Lの透明の袋では大きすぎるため)	D	<p>『方針』(案)では、不燃ごみの有料化がスムーズに移行できるよう、すでに可燃ごみで定着している指定ごみ袋制により有料化することとし、ごみを出す人に減量を働きかけ、ごみ減量に取り組む人とそうでない人との公平を図る観点から、ごみ袋の購入枚数に応じて手数料を支払う『単純従量制』を採用することとしています。</p> <p>ペットボトルの収集については、指定袋制による有料化に向け、袋の大きさは3種類(20L、30L、45L)用意し、排出量の少ない方には小さな袋をご使用いただけるように検討しているところです。</p> <p>排出量が少量の場合は、袋一杯になるまでご自宅で保管いただいてから排出いただくか、または、小売店等で実施している店頭回収をご利用いただきますようお願いいたします。</p>
22	月2回収集を実施しても(ごみ出し可能な時間帯が)7時から8時なら出すことはできない。回数を増やすのではなく、受付時間を長くしてほしい。具体的には6時から出せるようにしてほしい。(7時には家にいないので)	D	<p>ごみの集積所の管理は基本的には各自治会にお世話になっており、場所の選定や清掃、飛散防止対策などを実施いただいています。集積所への排出時間帯についても同様で、各自治会で設定いただいているところです。</p> <p>ご意見のように、ごみ出し時間の見直しにつきましては、自治会にご相談いただきますようお願いいたします。</p>
23	不燃ごみで50センチを超えるものも集積所に出せるようにしてほしい。	A	<p>扇風機などの簡単に分解できるごみや、50センチ以上の傘については、指定ごみ袋に入れて集積所に排出いただけることとし、『方針』(案)を見直します。</p> <p>また、粗大ごみについては、有料による戸別回収を実施しております。</p>
24	埋め立てごみ(粗大ごみ)について、例えば傘等の長いものは袋に入り切らない。また専用の道具がなければ切断も困難である。従って、有料シール貼り付けでも出せるようにして頂きたい。	A	

	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
25	可燃ごみ、草でいっぱいになった袋や 90 リットルの袋等も集積所に出せるようにしてほしい。	D	集積所への排出については、可燃ごみは 45 リットルまでのサイズで、台所ごみなどの生活ごみを排出いただくこととしています。 剪定くずや草などの排出については、季節により排出量が大きく変動し、集積所に多量に出されますと、集積所の管理や収集作業にも影響を及ぼすことから、通常の収集に支障が無い範囲で対応しているところですが、今後、そうした影響を考慮し見直しを検討してまいります。
26	剪定くずだけでも回収してもらえようようにしていただきたい。	D	
ごみ袋について			
27	今の袋のことを市は知っているのか？今の袋、横に裂けやすい不良品とも言える袋、高く販売している。スーパーには、同容量で (45L)、数量も 3 倍多い袋が出ている。市の袋よりも裂けにくく多く入っている物がある。できれば逆に袋を丈夫にして安くしてほしい。	D	指定袋制によるごみの有料化は、ごみ袋の価格にごみ処理費用の一部を上乗せすることにより、3R(「ごみ減量」「物の再利用」「資源化」)への動機付けを行いながら、ごみ処理等の財源とする施策です。 現在の可燃ごみ用の指定ごみ袋(家庭用)につきましては、生ごみなどの水分を含み重くなることを前提に、伸びにくい材質(高密度のポリエチレン)を使い、ある程度の重さのごみでも持ち運べる袋としています。一方で、鋭利なものが刺さり袋に穴が開いた場合は裂けやすい特性がありますので、こうした特性をご理解いただきご使用いただきますようお願いいたします。
28	ペットボトルや埋立ごみは家庭によりごみとして出る量に差があるため、指定ごみ袋制として有料化されると、(出す量が)少ない家庭は困る。また、埋立ごみは大きさにも幅があるため、指定の袋の大きさにも困惑。	D	不燃ごみの有料化は、ごみ減量に取り組む人には負担を小さく、ごみ量の多い人には相応の負担を求める仕組みとし、公平な受益者負担を実現するものです。 袋の大きさは 3 種類(20L、30L、45L)用意し、排出量の少ない方には小さな袋をご使用いただけるように検討しているところです。 また、不燃ごみの排出量が少量の場合は、袋一杯になるまでご自宅で保管いただきから排出いただきますようお願いいたします。
29	半透明袋が使用できなくなった際、備蓄していたものが使用不可となった。当方にも、情報の入手が遅れるなどの問題があったが、このようなことが起こらぬようご配慮をお願いしたい。	B	ご指摘のとおり、不燃ごみ 3 品目の有料化後は、お手持ちの透明袋が使用できなくなります。 不燃ごみ 3 品目の有料化に向けましては、市民の皆様にご透明袋等の買いだめをせず、来年 7 月までに使い切れる枚数をご購入いただくよう広報してまいります。

	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
30	<p>市は(不燃ごみ7種9分別を実施した際に)「中身が可視化できる袋」と決めた為、袋をわざわざ買ったり、押し入れの中にあつた透明袋をもつたいないので利用している。使えるものは使わないもつたいない。私どもは日々の生活費をやりくりして生活している。市の職員さんのように高給取りで余裕のある生活はしていない。もし、それでも導入するというなら、一般に市内で販売されている価格で枚数も同様に、同品質物で販売すべき。しかし、家の中に透明袋があるならば、使える袋は使わねばもつたいないと思う。</p> <p>けれども「高くしないと・・・」という話になるのであれば、不燃物の分別は市民まかせにせず、市の方で行うべきではなかろうか。市民は協力して分別までして金になる物を提供していることだから。</p>	D	<p>指定袋制によるごみの有料化は、ごみ袋の価格にごみ処理費用の一部を上乗せすることにより、3R(「ごみ減量」「物の再利用」「資源化」)への動機付けを行いながら、ごみ処理等の財源とする施策です。</p> <p>今回の『方針』(案)は、更なるごみの減量化を目指し、リデュース・リユース、リサイクルの3Rの推進と環境負荷の低減を図ること、ごみ処理における市民サービスの充実と適正なごみ処理体制の維持、ごみ処理・資源化における公平な受益者負担の実現を図ることにより、今の環境をより良い形で次世代へつないでいくため、そして市民の将来的な負担を減らすため、現世代の協力を得て、将来に備える取り組みでありますので、市民の皆様にはご理解とご協力をいただきたいと思います。</p>
31	<p>透明袋を大量に備蓄していることもあるため、有料化後1、2年の間は、袋と同じ値段のシール等を販売していただき、それを貼り付けることで有料ごみ袋と同様に使用できるようにご配慮いただきたく思う。ないしは、シール貼り付けを恒久化していただけたらさらにありがたい。</p>	D	<p>シール制による有料化については、収集時に一つ一つのごみ袋のシールの有無の確認する必要性があり、また、リサイクルプラザに搬入された場合についても同様の対応が必要となり、ごみ収集や受け入れ時の効率性の悪さが課題となります。</p> <p>また、集積所に排出された袋からシールをはがして張り替えることやシールの偽造の恐れもあります。</p> <p>市としましては、今の収集運搬体制を大きく変更することなく、排出量に応じた公平な受益者負担を目指す観点から、可燃ごみで定着している指定袋制による有料化を検討しております。</p>
広報について			
32	<p>舞鶴市は予算が乏しくなれば、市民に対して経費の値上げ等を問題にしている、内部での経営努力、経費の節減等を市民に見える形にしてから広報してほしい。</p>	C	<p>『方針』策定後の広報におきましては、ごみの現状、ごみ処理の費用や手数料、また、ごみ処理施設の状況について、簡潔でわかりやすい資料を作成し、市民の皆様丁寧に説明してまいります。</p>
33	<p>ごみ処理手数料の使われ方は明確にしてほしい。</p>	C	

	意見の概要	処理 区分	意見に対する市の考え方
ごみ減量について			
34	人が生活すればなぜかごみは出てくる。全国市町村会とか、知事会とかから各メーカー各社に過剰包装等を考えてもらう方が先決なのではないのか。市民ばかりに犠牲を払わせるというのはおかしいのではないのか。	C	<p>容器包装リサイクル法では、事業者と消費者は容器包装廃棄物の発生抑制や資源化に努めることとされており、市の『方針』(案)におきましても、小売店等に対して簡易包装の推進を要請することとしております。また、市では、全国市長会等を通じて、国に対し事業者責任の強化・明確化を要望しているところです。</p> <p>一方で、こうした過剰包装は消費者の要望や選択の積み重ねにより現状に至っている背景もあります。市としては事業者に対する要請とともに、消費者である市民の皆様へも啓発を行い、ごみ減量を進めてまいりたいと考えております。</p>
35	(小売店に対する店頭回収の実施や品目の拡充、簡易包装実施についての要請は)今すぐに取り組んでもらいたい。	C	

	意見の概要	処理 区分	意見に対する市の考え方
直接搬入について			
36	私の住む地域の自治会では不燃ごみの収集がない。持ち込みしか手段のない立場にとって、リサイクルプラザへの持ち込み自体を有料化されると、生活に直結し非常に困る。持ち込みの有料化は、不法投棄や空家の放置にもつながる可能性があると思う。	D	<p>本市のごみ排出は、施設周辺環境への影響、処理効率等を考慮して「収集」を基本としております。</p> <p>直接搬入手数料については、隣接する全ての市や町で有料化されておりますが、本市においては、長年、無料で受け入れをしていることもあり、近年、清掃事務所とリサイクルプラザへのごみの直接搬入が増加しており、施設の運営費用の増加につながっております。</p>
37	<p>清掃事務所に直接搬入するのに料金を徴収すると書いてあったが何故か。</p> <p>舞鶴市民はほぼ車を持っているので、返ってやりにくくなる。</p>	D	<p>そういったことから、ごみ処理施設での受け入れ体制整備等に要する特別な費用については直接搬入される方にご負担いただくことにより、直接搬入を利用する人・しない人との間の公平性(公平な受益者負担)が図れるものと考えております。</p>
38	不燃物のリサイクルプラザへの持ち込みや可燃物の清掃事務所へ持ち込みまで料金徴収することについては、市民は、すでに収集袋の購入負担をしており、さらなる値上げには反対だ。	D	<p>直接搬入の有料化に伴い地域のごみ集積所のごみ量は増加することになりますが、その移行分については既存の収集運搬能力の範囲内で実施できるものと考えており、収集運搬費用が増大することはないものと考えております。</p> <p>また、有料化に伴う不法投棄増加への懸念については、今後も引き続き不法投棄パトロールの実施や啓発看板の提供、ごみ分別ルールブックによる周知など、不法投棄防止に努めてまいります。</p>
39	不燃ごみの指定ごみ袋の有料化は仕方ないが、直接搬入時の手数料徴収について、土日しかごみを出せない家もあり、不法投棄が増加する原因にもなるため、清掃事務所、リサイクルプラザへの直接搬入時の手数料徴収に反対。	D	<p>一方で、今回の『方針』(案)では、高齢化社会への対応として、高齢等によりごみ出しができない方を対象に、ホームヘルプサービスを利用しているなど一定の要件を満たしている場合、一部自己負担による戸別収集を実施することを検討しているところで、戸別収集は、すべての高齢者を対象にできるものではありませんが、高齢化社会に対応する新たな仕組みになるものと考えております。</p>
40	持ち込みごみに別手数料を取るとか、なぜなのか？わざわざ持つていくのに「金を払え」とはどうゆうことか。リサイクルプラザの話もより細かく分別して持ち込むので、それで手数料を取るのはいただけない。町内会の収集の日には寸法の決まりがある。その日に出せない物も家にはある。リサイクルごみで金にして、そして持ち込み者から金を取って、そのごみ袋も別に見えくる。市役所が「水戸黄門」に出てくる○代官所にも見えてくる。	D	<p>自治会での不燃ごみの収集が無い場合については、集積所の設置について自治会でご検討いただき、市にご相談いただきますようお願いいたします。</p>

	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
41	<p>家族は夜勤もある不規則な勤務であり、回収日にごみ捨てが出来ない時もある。しかし、同居家族がいることによりホームヘルパーの派遣を受けられない為、直接搬入しているときもある。家族を介護しており、ただでさえ精神的な負担もあるのに、有料化はさらなる金銭的と合わせ精神的な負担である。同様に、地域のごみ出しが出来ない方は、家族が定期的に訪問して直接搬入している家はあるかと思うので、搬入にお金を取るのは反対。</p>	D	同上
42	<p>家族がヘルパーに頼らず(頼れず)ガソリン代を支払い、ごみ捨ての時間を割くなどしてヘルパー派遣にかかる費用をかけず、市等の財政の負担軽減に役立っているのに、搬入料を取られるのはおかしい。</p>	D	
43	<p>排出困難者は収集を利用できないから直接搬入を利用しているので、一律な有料化は公平どころか不公平な受益者負担だと思う。</p>	D	
44	<p>直接搬入しか出せないごみ(90Lや粗大ごみ)は、引き続き無料で良いのではないか。 仮に直接搬入を有料化したとしても、同時に収集で出せるごみを持ち込む場合は安易な直接搬入ではないと思う。</p>	D	

	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
45	<p>清掃工場、あるいはリサイクルプラザへの持込みの有料化に反対である。通勤時間の関係で指定された時間に地域の集積所に持ち込めない場合もある。そんなときは清掃工場やリサイクルプラザに直接持ち込むことになる、私は自治会の集積所が少し離れているので車で運ぶ必要がある、車で運ぶのであれば自治会の集積所に運ぶよりリサイクルプラザに直接持ち込んだ方が合理的だと考えている。収集業者の手間も省けるし、集積所に立ち番をしている自治会役員さんの負担も軽減される。リサイクルプラザへの持ち込みが増えたことが持ち込み料をとる理由だとするなら、現状持ち込んでいる市民が自治会の集積所に持ち込むと、量が増え収集業者の負担が増大し人件費が高騰する。</p>	D	同上
46	<p>『方針』(案)P8) 2の(4)の②施設周辺環境の維持について及び、3の(3)の③清掃事務所とリサイクルプラザが飽和状態について ○ごみの搬入台数が増えており、中には市外在住者などによる不適正なごみ搬入が行われているとのことだが、有料化の前にまずは不適正なごみ搬入を防ぐことをやるべきではないか。方法としては以下を提案する。 ①舞鶴市民であることを確認する。通勤族が多い舞鶴市なので他府県ナンバーの車の場合もあるので、運転者の免許証で市民であることを確認する。 ②様々な事情により排出困難者であり、他市町村に住む親族が定期的に代わりに搬入している場合は登録制にし、搬入時に登録証を窓口で提示し、市民が排出していることを確認する。</p>	D	<p>清掃事務所とリサイクルプラザへごみを搬入された場合には、他府県ナンバーでの来場時には免許証等の提示を求めるなど、市内在住者であることを確認しております。 しかしながら、近年直接搬入が増加しており、受付時の確認等に時間を要すると、渋滞など周辺環境への影響が懸念されるため、十分な確認が行えない状況になっております。 そういったことから、ご提案いただいたような不適正なごみ搬入を防ぐ確認の徹底が行えるよう、直接搬入手数料の導入することにより、搬入台数の抑制を図ることを検討しております。</p>

	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
不燃ごみ 3 品目の有料化について			
47	手数料の見直しについては反対である。 まず、何故ごみ捨ての手数料等を上げるのか根拠が公開されていない。	C	今回の『方針』(案)は、更なるごみの減量化を目指し、リデュース・リユース、リサイクルの 3R の推進と環境負荷の低減を図ること、ごみ処理における市民サービスの充実と適正なごみ処理体制の維持、ごみ処理・資源化における公平な受益者負担の実現を図ることにより、今の環境をより良い形で次世代へつないでいくため、そして市民の将来的な負担を減らすため、現世代の協力を得て、将来に備える取り組みでありますので、市民の皆様にはご理解とご協力をいただきたいと思いますと考えております。
48	不燃ごみは毎年減少しているにもかかわらず、何故料金を値上げするのか。	C	
49	ごみ捨ては、基本、住民サービスの一環のはず。ごみを捨てるのに、個別に高いごみ袋を使わせる事をおかしいと思わないのか？通常、住民税から行うものである。	D	
50	ごみが増えるのを全て市民の責任かのように言い、弱者切り捨ての考えだ。市長として企業等に対してごみ減量の働きかけをしたのか。「公平な受益者負担」とは値上げのための口実に過ぎない。	D	
51	手数料の値上げによってごみの減量はできない。不法投棄等が増えるだけだ。市としてごみ減量への努力と工夫こそが重要だ。	D	
52	収集手数料の値上げで市民を苦しめておいて、「便利な田舎くらしの舞鶴」などと言えたものだ。	D	
53	全国で半数近い 48% の自治体は、ごみを有料化していない。このような自治体の取り組みに学んで施策を実施したり、国へ向かっての財源確保等すべきであり、舞鶴市の予算にもメスを入れて、値上げしない方針を再検討が必要。安易な値上げは認めることはできない。	D	

	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
54	<p>市民は無料で協力してごみを分別作業までして市に提供している。ごみ分別ルールブックにも「プラの資源化は進んでいます」と記している。</p> <p>不燃物がお金になって円グラフで説明までしているものを「ごみを出すなら金を出せ、袋を買え」とはあまりにもひどい話である。</p>	D	同上
55	<p>リサイクルのため、ペットボトルを洗ってラベルをはがし出したら、焼却ごみとして処理されたという意見があった。それならそんなに丁寧に掃除して出す必要はないのにと考えたという。収集や処理現場の判断で焼却などが行われた結果、リサイクル率が低下したのではないのか。そうでないのなら何をどうリサイクルするのか、市民によく説明しておくべきだ。説明によると、ごみ手数料の見直し方針(案)概要によると、紙類とプラスチックの割合が全国平均より高いことから、リサイクル可能な資源がごみとして排出されていると記されている。市民はリサイクルの予定で出してもごみとして扱われているものが多いと考えられる。</p>	C	<p>適正に分別いただいたペットボトルはすべてリサイクルしています。</p> <p>ペットボトルとして分別排出いただいた後は、リサイクルプラザで不適物の除去を行い、容器包装リサイクル法が定めるリサイクルルートにすべて引き渡しをしています。</p> <p>ご指摘のように、リサイクルできないもの、混入してはならないものは焼却や埋立処理をすることになりますが、不燃ごみ7種9分別収集の実施により、ペットボトルのリサイクル量は大幅に増加し、効率化されています。</p> <p>本市のごみの組成では、プラスチック量や紙の量が多くなっています。実際に集積所に排出されたごみの内容を確認したところ、資源化できる紙類やプラスチック容器包装類が可燃ごみとしてたくさん排出されています。</p> <p>いったん可燃ごみとして出された紙やプラスチック包装類を資源に分別することはできません。本市のリサイクルを進めるため、市民の皆様にはさらなる分別をお願いしているところです。</p>
56	<p>有料化あるいは値上げの理由として、舞鶴市の1人あたりのごみ(量)の推移が全国・府平均より高いのは無料化に原因があるとされているが(概要3P)、ごみの量が有料化されたから減るものではない。もし減ったとすれば、不法投棄されたことになるのではないか。</p>	C	<p>ごみ減量については、可燃ごみであれば「食べ残しをしない」「食材を使い切る」「水をしっかりと切る」などの取り組みが可能であり、また、不燃ごみについては「物を大切に使う」「不要なものを人に譲る」「修理して使う」など、市民の皆様の一人一人の取り組みによりごみを減らすことができます。</p> <p>市としては、こうした取り組みを実施する方には負担が少なく、多くのごみを出す方には一定のご負担をいただく仕組みに移行することを検討しています。</p> <p>ごみ減量は、有料化の取り組みだけで実施できるものではありません。各種イベントや広報等を通じてごみ減量啓発の取り組みを実施し、市民や事業者の皆様との取り組みを推進してまいりたいと考えております。</p>

	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
57	<p>舞鶴市が出している資料は、値上げに都合のいい資料だけを作為的に出している。</p> <p>例えば、ペットボトルやプラスチック容器などは、昨年から分別収集で資源化の利益はあがっているのに、3年平均で出し収入を少なく見積もっていたり、値上げ分はごみの収集の費用に充てるといいつつ、最終処分場の工事費や清掃事務所の延命工事、リサイクルプラザの改修工事費等を列挙して、これらの施設改修に要した工事費の起債返済額が、年々増額する数字を出したりして、市民に財政が大変だということをおぼせようとするなど、値上げのための意図的な資料である。</p>	D	<p>ごみ処理手数料は、建設費用を除くごみ処理費用の13億円の一部を市民の方にご負担いただいているものでありますが、手数料収入はごみ処理費用全体の約13%であり、現在の手数は適正なごみ処理体制を維持するのに、十分な水準ではありません。</p> <p>一方で、収集運搬や施設での処理費用は資源物の売却益を大きく上回っています。</p> <p>『方針』(案)では、こうした本市の施設の状況、ごみ処理費用の状況等を市民の皆様にお示しし、本市におけるごみ減量の必要性、取り組みへの協力をお願いするため作成したものであり、手数料見直しに向けては不可欠な説明であると考えております。</p> <p>なお、『方針』(案)P16の図中「①廃棄物処理施設の整備・維持管理」の記述については、ごみ処理手数料を整備費用に充てる予定はありませんので、ごみ処理体制の維持費用に充当するよう記述を訂正します。</p>
手数料水準について			
58	<p>これまで無料であったものが有料化されたり、値上げされるのだから、市民の意見を聞くのなら金額を示して意見を求めるべきだ。</p>	D	<p>『方針』(案)では、ごみ出しのルールの変更や新たな手数料の徴収など基本的な考え方を示したものであり、こうした考え方に対する市民の皆様からのご意見を踏まえ具体的な手数料を検討し、9月市議会に条例改正(案)として提案する予定としております。</p>
59	<p>値上げ額の具体的な内容を数字で示さず、市会での議員の質問でしか明らかにせず、しかもその内容は全体を具体的に明らかにしていない。</p> <p>市民に具体的な値上げ内容を数字で明らかにして論議できるようにすべきではないか。</p>	D	<p>『方針』策定後の広報におきましては、ごみの現状、ごみ処理の費用や手数料、また、ごみ処理施設の状況について、簡潔でわかりやすい資料を作成し、市民の皆様にご丁寧に説明してまいります。</p>

	意見の概要	処理 区分	意見に対する市の考え方
その他			
60	<p>ごみ袋の問題は毎週、毎月の問題であり年間にしたら大きな金額となる。(地域の役員をしているが)少ない年金の中から値上げばかりで、年金は上がらない。燃えるごみ袋の値上げ、不燃ごみ3品目の袋の有料化は私達底辺で生活している身で困る。不況を知らない人が考えたのだらうという声を聞く。</p>	D	<p>今回の『方針』(案)は、更なるごみの減量化を目指し、リデュース・リユース、リサイクルの3Rの推進と環境負荷の低減を図ること、ごみ処理における市民サービスの充実と適正なごみ処理体制の維持、ごみ処理・資源化における公平な受益者負担の実現を図ることにより、今の環境をより良い形で次世代へつないでいくため、そして市民の将来的な負担を減らすため、現世代の協力を得て、将来に備える取り組みでありますので、市民の皆様にはご理解とご協力をいただきたいと考えております。</p>
61	<p>排出困難者は一部自己負担による戸別収集であるとあるが、仮にごみ袋を有料化したとして、有料化で得た収入の一部は当然に収集費用にも使われると思うが、(排出困難者は地域での収集を)利用できないので、戸別収集は無料であるべきだと思う。</p>	D	<p>市では、高齢等によりごみ出しができない方を対象に、ホームヘルプサービスを利用しているなど、一定の要件を満たしている場合、一部自己負担による戸別収集を実施することを検討しているところです。</p> <p>福祉サービスの多くは有料で行われており、こうした戸別収集も費用をかけずに実施できるものではありません。市としては、受益者負担の考えに立ち、一定のご負担はいただきたいながらも、その負担を軽減できるような仕組みを検討しているところです。</p>
62	<p>『方針』(案)は一見して非常に分かりにくい資料と感じた。どうしたいのかが分からない。背景説明がまずは丁寧にされているが、目的が充分見えないため集中できない。</p> <p>料金がどのように改訂されるのか、また料金をどのようにして支払うのかが一見してわからない。</p> <p>本紙の方には目次があるが、概要には無い。</p> <p>多くの住民がまず知りたいのは、背景説明ではなく、どのような改訂が行われようとしているかの結論ではないか？ 住民はそれほど暇ではない。</p> <p>したがって、冒頭にごく手短の要約を付けていただきそこを見ただけでも、舞鶴市の進め方や料金の目安等が分かるようにしていただくか、結論から先に記載していただきたい。</p>	D	<p>『方針』(案)は、検討の背景や本市のごみ処理の状況等、順を追ってご説明するため、現在の構成といたしました。このため記述は多くなっていますが、いずれの部分も市民の皆様にご説明を要する事項と考えております。</p> <p>なお、『方針』策定後の広報におきましては、簡潔でわかりやすい資料を作成し、市民の皆様にご丁寧に説明してまいります。</p>